

労災保険二次健診

労災保険二次健康診断は、業務のストレスや過重負荷による脳血管疾患・心臓疾患・過労死の予防を目的としています。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果、下記の指定項目において異常所見があると診断された方は、「指定項目による二次健康診断と特定保健指導」を1年度内に1回、無料で受診することができます。

給付の要件

受診対象の方

一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断された方

| | |
|----------|--|
| (1) 血圧 | 最高血圧 135mmHg 以上 または 最低血圧 90mmHg 以上 |
| (2) 血中脂質 | LDLコレステロール… 139mg/dl 以上 HDLコレステロール… 39mg/dl 以下 …いずれかに該当 中性脂肪… 150mg/dl 以上 |
| (3) 血糖 | 110mg/dl 以上 または HbA1c検査 5.6% 以上 |
| (4) 肥満度 | BMI 25 以上 (BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ²) または 腹囲 男性 85cm 以上、女性 90cm 以上 |

※(1)～(4)の項目において「異常なし」と診断されても、産業医等が異常所見を認めると判断しその指示に基づき対象となる場合があります

※4項目に該当していても、下記に該当する項目があった場合は二次健康診断等給付を受けることはできません

- ・脳血管疾患または、心臓疾患の症状を有している方
- ・第一次健康診断を受診した日から3ヶ月経過している
- ・同一年度内に給付を受けている
- ・労災保険制度に特別加入されている方

二次健康診断の内容

二次健康診断

血液検査

HDLコレステロール、LDLコレステロール
中性脂肪、空腹時血糖
ヘモグロビンA1c(第一次健康診断で行った場合は除く)

負荷心電図検査 または 心エコー検査

頸部エコー検査

微量アルブミン尿検査

一次健診で尿蛋白検査結果が、± または + の場合

特定保健指導

栄養指導

適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導

生活指導

飲酒、禁煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

※ 脳血管疾患、心臓疾患の発症防止を図るための保健指導を行います。

受診までの流れ

受診に際しては、ご予約をお願いいたします
「労災保険二次健診」であることをお申し出ください

ご確認ください

- ・年度内につき一回のみ受診できます
- ・受診には有効期限があります
- ・一次健康診断(定期健康診断)を受診した日から3ヶ月以内にお申し込みください(※一次健康診断を受診した日から3ヶ月を過ぎた場合、二次健康診断を受けることが出来なくなります)

ご持参いただく書類

- 二次健康診断等給付請求書の必要事項を記入し、事業主の証明(様式第16号の10の2)を受けてください。
- 一次健康診断の結果報告書(写しでも可)

注意事項

- 前日の夕食は、午後9時頃までに済ませ、当日の朝食は摂らないでお越しください。
- * 空腹時の血糖値と血中脂質を検査いたします。